

## 高知県税条例の一部を改正する条例議案について（森林環境税）

林業環境政策課

## 1 趣旨

森林環境税は、水源のかん養などの森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として、平成15年度に課税期間を5年として導入され、今年度で第三期目の課税期間が満了することから、県民の意見等を踏まえ、引き続き5年間延長しようとするもの。

## 2 改正内容等について

## (1) 改正内容

**課税期間**（平成35年3月31日まで5年間延長）

平成15年度から個人・法人に対する県民税の均等割に500円を上乗せする方法で課税しているが、税を使うべき事業の有無・必要性などを検証する必要から課税期間を5年間としている。現在の課税期間（平成25～29年度）が今年度で満了するため、さまざまな検討を行った結果、継続する必要があるとの判断で、平成35年3月31日まで5年間延長を行うこととした。

**税 率**（現行どおり（個人・法人一律500円））

税創設時から「広く薄い負担によって森や山の重要性を認識してもらい、県民みんなで森を守っていく」といった趣旨に沿って、個人・法人を問わず一律500円をご負担いただき、これまで事業を実施してきた経緯があることから、現行税率のまま延長することとした。

**納税義務者数**

○個人 約335,000人、法人 14,000社（平成29年度見込み）

**税収規模**

○税収見込は、年1.7億円程度（平成29年度見込）。平成30年度以降も、同程度で推移すると見込み、5年間では、約8.5億円の税収となる見込み。

**具体的な使途**

- ア 森林環境保全を進める事業
  - ・ 水源かん養など公益的機能を増進する森づくり
  - ・ シカによる被害から森林環境を守る対策への支援
- イ 県民の皆様の森林への理解と関わりを深め広げる事業
  - ・ 将来を担う子どもたちへの森林環境教育等の支援
  - ・ 県民の皆様の森や山に対する主体的な活動への支援
  - ・ 県民の皆様に木の良さを普及するための木材利用への支援

## (2) 延長に関する検討について

## ア 世論調査等

平成28年度に県民世論調査や企業アンケート等により森林環境税について県民のご意見をお伺いした。その中で、森林環境税の課税期間を5年間延長することについて、賛同意見（賛成＋どちらかといえば賛成）が7割を超える結果となった。

## イ プロジェクトチームによる検討等

平成29年4月 森林環境税検討プロジェクトチーム設置

アンケート結果や地域座談会等の意見を踏まえながら検討した結果、第三期の5年間により一定の成果をあげたものの、まだ課題が残されており、引き続き事業を継続することが必要との結論に達した。

12月 総務委員会及び商工農林水産委員会で報告

平成30年1月～2月 パブリックコメントにより県民から意見を公募（件数：3件）

税の継続や使途拡充を望む意見が主であり、特に反対意見はなし。

### 3 国の税制改正の動向について（平成31年度税制改正）

自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林の管理を市町村自らが行う新たな制度を、森林関連法令を見直すことにより、平成31年4月に創設し、その制度に基づき市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正により、森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）を創設することとされている。

#### 【制度の概要】

年額1,000円を市町村が個人住民税の均等割と併せて賦課徴収し、平成36年度から課税を開始。

#### 【森林環境譲与税】

森林現場の諸課題に早期に対応するため、新たな森林管理制度（H30通常国会で森林関連法令を改正見込み）が平成31年度に施行されることに合わせて、森林環境譲与税（仮称）の譲与を同年度から開始する。

森林環境税（仮称）は平成36年度から課税されるため、平成35年度までの譲与財源は後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充て、暫定的に「交付金及び譲与税配付金特別会計」の借入金で譲与し、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部により借入金を償還する。

#### 【国と県の森林環境税の重複について】

今回、延長する森林環境税の課税期間と国の森林環境税（仮称）の導入時期は重複しないため、いわゆる「二重課税」とはならないものの、平成31年度から特別会計からの借入により税収に先行して譲与が開始される森林環境譲与税（仮称）を財源とする新たな森林管理制度に基づく市町村事業との関係を検討、検証しなければならない。

現時点で明らかになっている新たな森林管理制度による事業と、県の森林環境税により行う事業に明らかな重複は見られないものの（詳細は下表のとおり）、今後の動向に注視しつつ、必要となれば所要の見直しを行うこととする。

このことから、改正条例の附則に「知事は、国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、附則第33条の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものとする。」との検討条項を設けるものである。

#### 参考（国の森林環境譲与税（仮称）と高知県の森林環境税の相違点）

区分	制度の趣旨	対象森林	所有者の整備意志	施業者	目的	用途
国の森林環境譲与税（仮称）	所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等の課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を促進する	自然条件が悪く、採算ベースに乗らない私有林	なし	市町村が所有者に代わり整備	パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保	市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用 県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用
高知県の森林環境税	森林の荒廃を県民の生活環境の問題と捉え、広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森や山を守っていく	所有者等が自ら管理している私有林又は市町村有林	あり	所有者自らが整備	水源かん養、山地災害防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等 県民だれもが享受している森林の持つ公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組む	所有者主体の保育間伐、シカ対策等、森林環境教育、県民の主体的な活動の支援、普及啓発、木材利用の推進等

# 森林経営管理法案の概要

## 趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
  - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
  - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
  - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

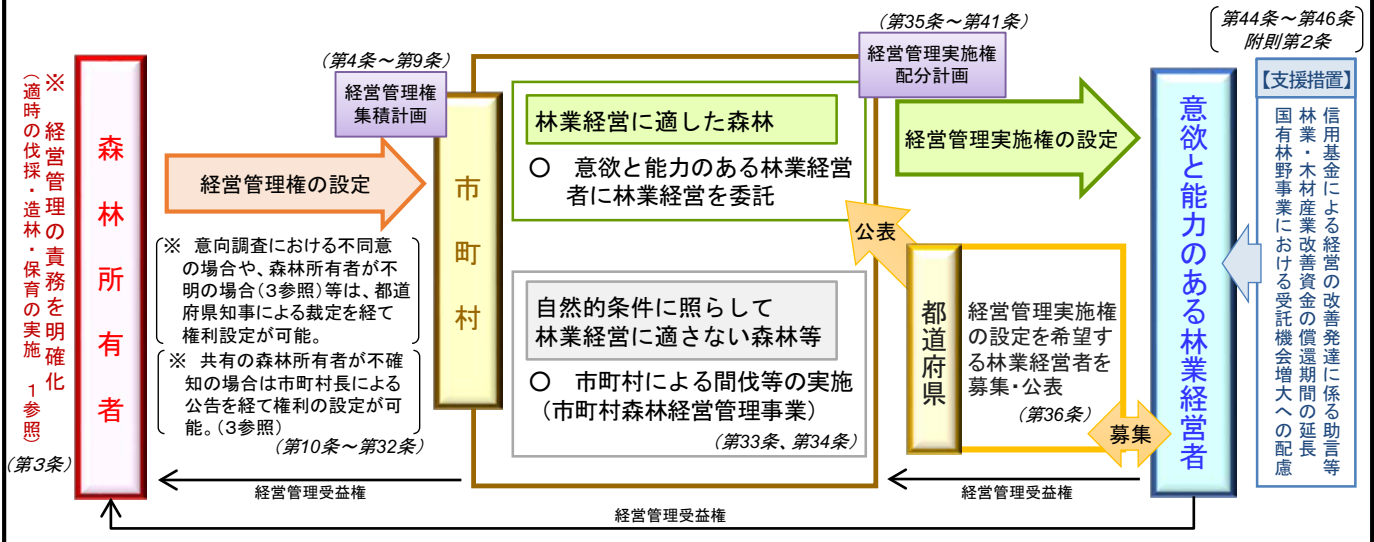
## 法案の概要

### 1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。 (第3条)

### 2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。 (第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。 (第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。 (第33条)



### 3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。 (第10条～第32条)